



Title	＜文献紹介＞ユルゲン・ハーバーマス著「法と道德」 （タナー講義一九八六年）「第一講 合法性による正 統性はいかにして可能なのか？」『事実性と妥当性』
Author(s)	Yao, Xiaotong
Citation	メタフュシカ. 2022, 53, p. 77-83
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/90212
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

《文献紹介》

ユルゲン・ハーバーマス著

「法と道徳」(タナー講義一九八六年)「第一講 合法性による正統性はいかにして可能なのか?」『事実性と妥当性』

Jürgen Habermas, Recht und moral (Tanner Lecture 1986) Erste Vorlesung Wie ist Legitimität durch Legalität möglich?, in: ders., *Faktizität und Geltung*, Suhrkamp, 1992.

YAO Xiaotong

「法と道徳」はJ. ハーバーマスの『事実性と妥当性』という著作の最後の部分に収められた予備研究及び補論のなかの論文である。ハーバーマスはこの講義において、合法性による正統性問題を三つの段階に分け分析した。それらは、マックス・ヴェーバーの法的合理性の概念に対する反論、法の脱形式化の議論及び法的に制度化された手続きの合理性に関する議論である。本稿では、主に第一の段階のヴェーバーに対する反論の部分を取り上げ、ハーバーマスの「合法性による正統性はいかにして可能か」という問いに対する答えの入り口を紹介したいと思う。

ハーバーマスは、マックス・ヴェーバーの法自身の性質及び法支配に関する観点から着手し、問題提起を行った。ヴェーバーは近代国家秩序を「合法的支配」の産物とみなし、その秩序の正統性は伝統や宗教とは異なる信念、すなわち支配行使の合法性への信念によって支えられていると考えていた。また、この信念は伝統や宗教とは異なるが故に、合理的な性格を持つ。ハーバーマスによると、このような主張の根底にあるのは実証的法概念である。「……法とは、政治的立法者（それが民主的に正統化された立法者であるか否かは問わない）が法的に制度化された手続きに従って法として制定したものにほかならない……」(541)¹。そして、このような理論がもたらす結果として、法形式の正統化の力は「法と道徳の類縁関係」に依拠できないことになり、道徳は法の正統化問題から切り離されたのである。すなわち、「近代法は、法の形式で行使される支配をただそれ自身の形式的属性によってのみ正統化することができるのでなければならない」

¹ 本文における引用については、原著のページ数をアラビア数字で丸括弧内に示す。また、邦訳（『事実性と妥当性』（河上倫逸、耳野健二訳）未来社、2003年）を適宜参照した。

(541) ということである。ハーバーマスはヴェーバーのこの議論に対し、法と道德との関係を分析することにより、合法性の正統性問題を検討しようとした。

1 ヴェーバーの法的合理性の概念に対する反論

ハーバーマスによると、ヴェーバーは法の実質化を以下のように批判している。

しかしながらヴェーバーは、二つの明示的な関係を作りだすことによって「実質化」という表現に批判的な意味を付与した。すなわち、彼は法の形式的性質において法の合理性をも根拠づけられると考えた。また彼にとって、実質化とは法の道德化、つまり実質的正義の観点を実定法に取り入れることを意味した。ここから、法と道德の内的連関が作りだされるその度合いに応じて、法媒体それ自体に内在する合理性が破壊される、という彼の法批判的言明が生まれてきたのである。(545)

道德問題が法とかわりをもち、法制定に影響を与えることを危惧するヴェーバーは、それを「正統性基礎の危機」と称した。ヴェーバーのこのような危惧に対し、ハーバーマスは主に道德中立的な合理性という問題に焦点を当て、反論を示した。まず、上記の引用からわかるように、ハーバーマスは、ヴェーバーは法の合理性は法形式自体にあるという主張と、法の実質化を法の道德化とする解釈から、法の実質化は法媒体に内在する合理性を破壊するという結論に至ったと主張している。すなわち、法媒体の形式的性質には合理性が含まれており、そこに道德的考量を持ち込むと、すでにある合理性は破壊されてしまうことになる。しかし、ハーバーマスによれば、ヴェーバーのこのような法形式主義はある前提条件を必要とする。それはつまり、法形式に内在する合理性が必ず道德中立的な合理性でなければならないということである。なぜなら、法形式自体がすでに道德的傾向を備え、道德的考量が関与しているとしたら、法形式のもつ合理性そのもの自体が道德的内容を含んでおり、その上で法実質化を論じることによって道德と法との連関を否定しようとしても、それは無駄な試みとなるからである。

ヴェーバーのいう法形式の合理性が道德的に中立的であるかどうかについて、ハーバーマスはヴェーバーにおいて「合理性」という語が用いられる三つの局面を挙げ、自らの論点を示した。

(1) 規則合理性

規則に従うという局面が行為の確実な合理性にとって重要であることを明らかにするために、ヴェーバーは広い技術概念（祈祷の技術、絵画の技術、教育技術等々の意味での）を前提にしている。確実に再生産可能なタイプの行為は、計算可能性という利点をもつ。自然支配及び物質利用のための改良可能な技術的規則が問題になると、一般的規則合理性は、道具的合理性という狭い意味を取る。(545)

(2) 選択合理性

……もはや手段の規律された使用だけが問題なのではなく、所与のもろもろの価値のなかから目的を選択することが問題になる場合には、ヴェーバーは、目的合理性について語っている。この局面では、盲目的衝動や自然発生的伝統の影響を免れるその度合いに応じて、行為は合理的でありうる。(545)

(3) 科学的合理性

ヴェーバーは、伝承されたシンボル体系、たとえば宗教的世界像や道徳観念・法観念を分析的に研究する、専門家の知的作業の成果をも合理的と呼んでいる。(546)

ヴェーバーが「合理性」という語を使用する上記の三つの局面に基づき、ハーバーマスは法形式に内在する合理性という論点に対し、反論を示した。ハーバーマスは、市民的形式法が正統性をもつ根拠は、市民的形式法が上記の三つの合理性解釈と合致しているが故に合理的性格をもつことに由来するのではなく、三つの合理性解釈のなかに含まれた道徳的含意によるものだと主張している。

上記の三つの局面から導出される道徳的含意について、ハーバーマス以下のように説明している。

(1) 法的安定性

まず、ヴェーバーのいう規則合理性から得られる道徳的含意は、法的安定性だとハーバーマスは主張する。ハーバーマスによれば、法的安定性は制定法を基礎にし、司法と行政の手続きを通じて保障される。

では、この「法的安定性」という含意はいかなるレベルにおいて道徳的なのだろうか。ハーバーマスは以下のように答えを提示している。

法的安定性の一般的で画一的な保障のための経験的条件が充足されていると仮定してみよう。その場合、法的安定性が生命・自由・財産への干渉の予見可能性という意味で、他の価値と競合する一つの価値にすぎない、ということが問題になりうる……。 (547)

ここでハーバーマスは、法的安定性による実質的正義への干渉から、法的安定性自体もまた実質的性格をもち、一つの価値になると主張している。ここで合理性から導出される法的安定性自体の道徳的性質により、合理性自体が道徳的内容を含むことになる。さらに、仮にホプズのように、主権者の命令を法媒体によって表現することを義務として定めたレベルにおいて、法的安定性の最大化を図ろうとすると、そのことは、単に行為の法的効果の計算可能性が市場経済的

自己組織化において機能的であるという一連のプロセスさえあれば、正当化されるというわけではない。そこにはどうしても道徳的考量が必要であり、衝突が起きた場合には、やはり利害の一般化能力という道徳的観点をもって決定が行われなければならないと説明し、ハーバーマスは自らの議論を補強する。

(2) 規則志向の制定法形式の道徳的内実

次に、ハーバーマスは制定法の形式に焦点を当て、議論を展開している。ハーバーマスによると、抽象的で一般的な制定法の古典的形式は、私的自律に基づき目的合理的に各自の利害を追求するための機能的要求を満たすのである。しかし、その形式だけに頼っては、その形式に従う支配を正統化することはできないとハーバーマスは述べている。このことを成立させるには、市場社会の機会—構造を機会平等に利用するという前提条件が必要である。この前提条件には実質的内容が含まれているため、ヴェーバーの機能主義的論証は実際成立しえないとハーバーマスは論じている。

さらに、ハーバーマスは目的志向の制定法プログラムとは対照的に、一見道徳的内実を持たない規則志向の制定法プログラムの構造についても分析を行っている。規則志向の制定法プログラム、すなわち法体系及び秩序の整備に重きを置く制定法プログラムについて、ハーバーマスは以下のようにまとめている。

そして、規則を志向する制定法プログラムは、規律される事実が実際に一般的であり、その本質的内実が変転するコンテキストの影響を受けないかぎりで、その抽象性のゆえに、等しいものは等しく等しからざるものは等しからざるように扱えという原理に合致するのである。つまり、マックス・ヴェーバーの機能主義的論証とは反対に、抽象的で一般的な制定法の形式は、この道徳的内実をもつ諸原理に照らしてのみ、理性的なものとして正当化される、ということなのである……。 (548)

規則を志向する制定法プログラムは、確かにヴェーバーの主張しているように、「本質的内実」が変化するコンテキストから影響を受けないという意味において、実質的問題から離れているように見える。しかし、まさにその一般的かつ抽象的な性質があるからこそ、「等しいものは等しく等しからざるものは等しからざるように扱え」という原理の普遍的な適用が可能になる。この意味において、ヴェーバーは機能主義的論証を展開しているが、その機能主義的装置が機能できるのは、規則を志向する制定法プログラムに内在する抽象性と一般性から導出される道徳的含意があるからである。

(3) 科学的合理性の実践理性的性質

ヴェーバーの主張する専門家の知的成果が備えている合理性について、ハーバーマスはそれだけでは合理性による正統化の効果を説明することはできないと主張している。彼は近代において科学の権威の地位上昇という背景があるからといって、法を制定する際に知的成果のレベルの上

昇それ自体が合法性を正統化する力を持つわけではないと説明している。では、ハーバーマスからすると、法制定はいかなる条件を満たせば正統性を獲得できるのだろうか。彼の観点は以下の通りである。

……その名宛人と法律家の観点から見ると、コンテキストの変化にともなう法の変更と継続形成が説得力ある原理により根拠づけられうると想定されうるかぎりで、実定法の変更可能性は正統的な妥当性への要求と一致するからである。……個々の法規は、全体として原理により明確化された法秩序の構成要素として根拠づけられなければならない。そのさい、原理そのものが互いに抵触することはありうるし、討議による吟味にもかけられうる。だが規範的討議のこうした次元においては、純粋に科学的合理性よりむしろカントの実践理性に近い合理性が—いずれにせよ道徳的に中立ではない合理性が—露わになる。(548f.)

ハーバーマスによれば、名宛人と法律家の観点から見れば、法の変更と継続形成が説得力のある原理によって行われるときにおいてのみ、実定法の変更可能性は正統性をもつのである。まず、ここでの「説得力ある原理」にはすでに実質的判断が取り入れられているということは容易に想定できよう。このことを踏まえ、個々の法規が原理に基づく法体系の構成要素となる場合において、個々の法規の背後にある原理が矛盾することは十分考えられることである。ハーバーマスはその矛盾を調和し、体系化するためには討議を必要とすると述べているが、このときの討議はもはや純粋な科学的合理性ではなく、実質的内容を含む実践理性に近い合理性になっている。言い換えれば、科学的合理性に至るまでのプロセス、すなわち知的成果を生産するプロセスは、すでに道徳的内容に依拠しているのである。したがって、合法性を正統化するためには、法形式が備えているいわゆる科学的合理性ではその根拠にはならない。むしろ、そのとき用いられている「科学的合理性」は純粋な科学的内容だけで構成されていないが故、カントの「実践理性」に近い合理性の方がより適切な命名であるとハーバーマスは指摘しているのである。

このように、ハーバーマスはヴェーバーが合理性概念を用いる三つの場面を分析し、ヴェーバーのいう法形式的性質は道徳的中立的に合理的というわけではなく、むしろそれが備えている合理性が道徳的—実践的な意味においての合理性であるかぎり、法形式は合法性を正統化できると主張している。法形式自体にはすでに道徳的内容が含まれていることが論証されることによって、ヴェーバーの「法形式に内在する合理性による合法性の正統化」という主張は立脚点を失ったのである。

2 ヴェーバーの法実証主義の問題点

では、なぜヴェーバーは法形式によって合法性を正統化できると主張しているのだろうか。ハーバーマスはさらにヴェーバーの議論の問題点について分析を行う。

ヴェーバーは、道徳的洞察というものをつねに主観的価値志向として理解していたため、市

民的形式法の道徳的核心をそれ自体として認識していなかった。つまり、価値とは、法の形式的特質とは両立しえず、もはや合理化不可能な内容だと解されていたのである。……一言で言えば、彼は倫理的形式主義を真剣に考慮しなかったのである。(549)

ここでハーバーマスは、ヴェーバーは道徳的洞察をあくまで主観的な価値志向とみなしていると指摘している。その場合、道徳的洞察は合理化不可能なものとなり、市民的形式法の正統性とは無関係なものになったのである。すなわち、ヴェーバーは価値と形式は矛盾することを前提にしている。しかし、ハーバーマスはこのような考え方を批判し、価値と形式が両立可能な「倫理的形式主義」を持ち出している。

では、なぜこの「倫理的形式主義」は可能なのだろうか。ハーバーマスはヴェーバーの「形式法」と「自然法」、「形式的」と「実質的」といった概念についての認識に着眼し、議論を展開している。ハーバーマスによると、ヴェーバーは実定化された形式法を近代理性法に對置し、「純粹に形式的な自然法は存在しない」(549)と考えている。それはつまり、「自然法的に正統的であるものの実質的規準とは、自然と理性である」(549f.)ということである。ここでヴェーバーは自然法のなかには必ず実質的内容が存在することを前提にしている。それと同時に、その実質的規準の具体的内容は「自然」と「理性」だと指摘している。

自然法について、ハーバーマスはカントとルソーまでの自然法理論にはまだ「形而上学的殘滓」があると主張している。この「形而上学的殘滓」は文脈から推測すると、「自然」や「理性」といった理念となる。これらの形而上学的概念が直接的に制定法内容を規定する規準になることを、ヴェーバーとハーバーマスは批判しているが、ヴェーバーはカントとルソー以降の自然法理論のなかの形而上学的概念が使用されるさいの轉換を看過したと、ハーバーマスは指摘している。ハーバーマスはカントとルソーの社会契約理論においての「自然」と「理性」を、以下のように新たに位置づけなおしている。

ルソーとカントの社会契約モデルは、社会契約によって自由で平等な存在としての法仲間がその共同体生活を民主的に規律するというものだが、このようなモデルによってルソーとカントは、しかしながら、法の手続き的根拠づけという方法的要求にすでに応えていたのである。こうした近世的伝統では、「自然」と「理性」という概念が形而上学的内容とはそもそも無関係に用いられている。むしろこうした概念は、合意が正統化の力をもちうるとされる場合に、合意が成立しうるための前提を説明している。(550)

ここでハーバーマスが指摘しているのは、社会契約モデルにおいて、「自然」と「理性」はそれ以前とは違って、形而上学的概念として制定法を規定する価値の内容ではなく、法の手続き的根拠づけの要求に応える手続き的性質となるということである。すなわち、これらの概念はすでに法的手続きに溶け込み、合理性を保障する手続きの一部になっているのである。カントとルソーの社会契約理論装置のなかの「自然」と「理性」の役割は、従来の自然法理論のなかのそれらの

概念の役割とは根本的に異なるのである。

そして、ヴェーバーはこの差異を考慮していなかったと、ハーバーマスは以下のように指摘している。

ヴェーバーについて言えば、彼は構造的側面と内容的側面を取り違えてしまっている。彼は、ポスト伝統的な根拠づけ水準にある手続き的性質というものを、誤って実質的価値志向と同視している。それゆえ彼は、社会契約の理論装置（例えば定言命法）が、その合理性によって適正手続き的に成立した任意の決定の正しさを保障する手続きの提案として理解されうる、とは考えていない。（550）

ここでのハーバーマスの論述によると、ヴェーバーが実質的価値だと認定したものは実際手続き的性質なのである。このような誤った認定があったが故、ヴェーバーは法の形式主義を辿ったのである。

3 結論

この講義の第1章「マックス・ヴェーバーの法的合理性の概念」において、ハーバーマスは主にヴェーバーの法の形式主義の立場を取り上げ、議論を展開している。ヴェーバーの「法形式に内在する合理性による合法性の正統化」という主張に対し、ハーバーマスは、この主張が成立するには法形式に内在する合理性が道徳的に中立的でなければならないという前提を必要とすると指摘する。それを検証するために、ハーバーマスはヴェーバーが「合理性」という語を用いる三つの場面を分析した。しかし、この三つの場面から見ると、ヴェーバーのいう「合理性」は道徳的に中立的ではないということがわかった。そして、市民法の正統性は合理性のもつ形式に由来するのではなく、合理的な諸特徴から導出されうる道徳的含意に由来するとの結論に至った。

さらにハーバーマスは、ヴェーバーの問題点は手続き的性質と実質的価値志向との混同にあると指摘している。この問題点を分析し、導き出された帰結は、合法性の正統性は道徳とは無関係ではないということである。

では、合法性による正統性は一体いかにして可能なのか、ハーバーマスは以下のように回答の入り口を提示している。

われわれのこれまでの考察によれば、合法性の正統性はいわば道徳とは無関係に法形式に内在する独自の合理性によって説明されるものではない、ということになる。むしろ合法性の正統性は、法と道徳の内的関係に還元されなければならない。このことは何より、抽象的で一般的な制定法の意味論的形式を核として構築された市民的形式法のモデルに当てはまる。というのも、この種の法類型の形式的性質は、道徳的内実をもつ諸原理に照らしてのみ、正統化する力を提供するからである。（550f.）

（やおしゃおとん 哲学哲学史・博士前期課程）